

と同時上、大阪支部聯合会に對しては、小岩井津、安房高行、服部肇三
郎の三君に上京を命じ、事情を察取した上で適當な處置をなすことに、
又、細迫書記長に對しては、翌三十一日に再び開かるべき常任委員会に
出席せしめ、一応同君の弁明を聽いた上で適當な處置をなすことに大體
の方針を決定した。

三十一日の常任委員会には、細迫書記長は尤の如き弁明をなした。
司党の機關に諮らざるに突如右のやうな聲明をしたことは確かによくな
かつたと思ふ、此の点は重々お詫する。しかし、自分があの様な意見
を発表したのは、同僚の批判の鋭利に驚かされたから、山本委員長の解清絶對反對の談話
が出たのであるので、自分としては、本部にも解清運動に賛成の意見もある
といふことを一般大衆に知らせる爲に、山本委員長は党大会に於て決定され
た党の方針に基いて、自己の意見を發表したのであるから、党大会の意
思に反する聲明をした細迫君の場合とは全然別だといふことが主張され
た。細迫書記長に對する諸君の論議は沸騰し、ついに、同君に對する處
分問題が上提されるに至つた。細迫君は可こと自分に關することである
から、山本といふので退席し、大勢は即時除名に傾いたが、同君の党に對す
る多年の功績を考慮して、一應、同君に謝罪を要求することにし、尤の
如き決断文を突きつけることになつた。

決議

イ、党の機關を無視し、規律を素行したる行爲を党内外の大衆に謝罪し且
つ今後嚴重に党の規律に服従することと細迫深光君が正式に聲明したる
場合は常任委員会に細迫深光君が旧書記長の任に留る事を承認す。
ロ、常任委員会の方の要求に従はざる場合は即時除名す。
此の決議は上村、春原両常任が携へて翌九月一日に細迫氏を誘ひ、回
答を求めた。翌二日午後細迫氏は党本部に出席して正式に尤の如き謝罪
聲明書草案を提出した。

聲明

私の労働党解清意見そのものを撤回することは出来ませんが、私が常
任委員会の意向に及する意見も常任委員会の承認を得ずして發表した行
爲は機關を無視し労働党の規律として許され得ない行爲たることを認
め、尚今後党の規律に服従することを聲明します。

本部常任委員会ではその翌、三日に三度委員会を開催してこの聲明書
に就いて論議した結果、冒頭の

「私の労働党解清意見そのものを撤回する事は出来ませんが、云云は、
私に能く党大会の方針に達及するものである處の解清論を大会の承認
を経て行ふべきと思はれ、かかる所を考慮し、心から謝罪
する」とは思はれ、かかる所を考慮し、心から謝罪
する」との意見に到達した。同氏